

令和元年度 第2回

前橋市国民健康保険運営協議会

報告事項説明資料

令和2年度国民健康保険事業費納付金の算定結果 と国保特別会計収支見込等について

1 令和2年度納付金の本算定結果

国から示された係数等をもとに、県が算定した前橋市の納付金は下表のとおり。

(1) 国民健康保険事業費納付金

(県公表予定)

区 分	R 2 納付金額	R 2 1人当たり	R 1 納付金額	R 1 1人当たり
医療給付費分	6,858,161千円	137,090円	7,558,796千円	140,844円
後期支援金分	2,230,651千円		2,322,514千円	
介護納付金分	826,430千円		905,019千円	
合 計	9,915,242千円		10,786,329千円	

※ただし、退職被保険者分は含めていない

国民健康保険事業費納付金は、保険給付等の財源である国保税を、市町村から県の国保会計に納めるもの。市町村が納めるべき額は、県全体に占める市町村ごとの医療費、所得、国保加入者数及び世帯数の割合により、年度ごとに算出される。

令和2年度に本市が県に納める納付金は約99億円で、約108億円であった令和元年度と比較し約8.7億円の減額となった。

本市の納付金が減額となった主な理由は、下記の①～⑤のとおり。

①【県全体の医療の保険給付見込の減】

令和元年度と比べ令和2年度は県全体の被保険者数が減少し、保険給付が減少する見込であることから、群馬県全体の保険給付費は16.7億円の減となる。

R 1 : 1,383億6,355万円 → R 2 : 1,366億8,959万円 (県全体△16億7,396万円)

◎被保険者数の減 (県全体)

R 1 459,365人 → R 2 439,521人

◎県全体の被保険者数は減少するものの、1人あたり保険給付費は引き続き増加

保険給付費年額 : R 1 301,206円/人 → R 2 310,996円/人

②【県国保会計の歳入増：前期高齢者交付金】

県国保会計の歳入である前期高齢者交付金が、令和元年度に比べ令和2年度は16.4億円増加する見込み。県国保会計の歳入が増えた結果、市町村の納付金額が減少したものの。

R1： 554億9,722万円 ➔ R2： 571億4,137万円 (16億4,415万円の歳入増)

また、令和元年度は前橋市の固有の事情として、国保都道府県化以前（平成29年度）に本市に超過交付された前期高齢者交付金の返還（3.4億円余り）があった。これにより、令和元年度は3.4億円が本市の納付金に加算されていた。

上記の①と②による納付金の減 △10.4億円

③【激変緩和措置の減少分等による納付金の増】 **+3.5億円**

都道府県化制度移行に伴う激変緩和措置は年々縮小する。このため、本市分の激変緩和措置も減少した。

④【県全体の後期高齢者支援金の減】 **△0.9億円**

国民健康保険の被保険者の減少により、令和2年度は令和元年度に比べ群馬県全体の後期高齢者支援金分が減少した。このため前橋市のシェア割り分も減。

⑤【県全体の介護納付金分の減】 **△0.8億円**

国民健康保険の被保険者の減少により、令和2年度は令和元年度に比べ群馬県全体の介護納付金分の納付金が減少した。このため前橋市のシェア割り分も減。

2 国保特別会計収支見込等

令和2年度は前橋市の国保被保険者の減少等(被保険者見込 R1 75,311人→R2 72,760人)により国保税の収納見込額が減少。(予算額 R1比 ▲4.2億円)

一方、歳出については、上記①～⑤のとおり県への納付金が大きく減少(▲8.6億円)することから、令和元年度に比べて収支不足の状況が緩和される見込となる。

このことから、令和元年度に続き令和2年度も収支のバランスはマイナスだが、下記の予算案のとおり約9.7億円の基金を投入することにより不足する財源を補填し、今回の税率改正は行わない。予定される基金投入により基金残高は下記掲載の見込となる。

(1) 令和2年度国保特別会計予算案 ※議会送付前(1/21) 現在要求額

R2基金繰入額:966,579千円 (うち財源不足分:816,579千円)

令和2年度 国保特会 当初予算要求

単位:千円

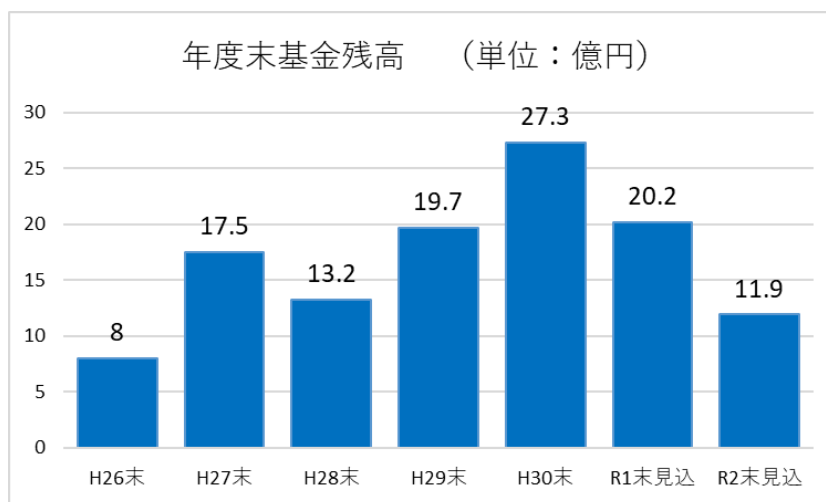
歳入科目	H30決算	R1当初	R1見込	R2要求	歳出科目	H30決算	R1当初	R1見込	R2要求
01款 国民健康保険税	7,440,649	7,186,856	7,153,200	6,766,461	01款 総務費	487,561	505,508	505,804	516,110
02款 一部負担金	0	4	4	4	02款 保険給付費	22,921,650	23,236,930	23,248,396	22,447,181
03款 国庫支出金	1,424	1	508	4,235	03款 納付金	10,007,438	10,787,808	10,787,808	9,915,244
04款 県支出金	23,625,883	23,927,945	23,933,812	22,926,958	04款 共同事業拠出金	5	13	13	13
05款 財産収入	800	903	1,229	654	05款 財政安定化基金拠出金	0	1	0	1
06款 繰入金	2,656,052	3,695,623	3,622,984	3,491,975	06款 保健事業費	259,651	260,980	260,980	261,032
(繰入金のうち基金分)	0	(1,193,448)	(1,017,649)	(966,579)	07款 積立金	800	903	1,229	654
07款 繰越金	743,985	1	128,901	1	08款 公債費	0	2	0	2
08款 諸収入	186,909	174,819	207,808	150,957	09款 諸支出金	549,696	44,008	96,256	51,009
09款 市債	0	1	0	1	10款 予備費	0	150,000	0	150,000
歳入合計 A	34,655,702	34,986,153	35,048,446	33,341,246	歳出合計 B	34,226,801	34,986,153	34,904,720	33,341,246

形式収支(A-B)

428,901	0	143,726	0
---------	---	---------	---

(2) 基金残高見込 令和2年度末基金残高見込:11.9億円

令和元年度10億円、令和2年度9.7億円の基金取崩しにより基金残高は減少傾向の見込み。



※基金残高見込額は、R1年度決算剰余等を勘案した残高であり、取崩額と残高見込は一致しない

3 令和2年度標準保険料率の本算定結果（参考）

(1) 市町村標準保険料率（市町村算定方式）

各市町村の算定方式に合わせて算定された市町村標準保険料率。各市町村が国保税率を決定する際の参考とする。標準的な収納率 88.5% で算定されている。

算定方式	医療給付費分	3方式（所得割・均等割・平等割）
	後期支援金分	2方式（所得割・均等割）
	介護納付金分	2方式（所得割・均等割）

本市

区 分		現行税率①	標準保険料率②	差引(②-①)	
医療給付費分 (基礎課税額)	応能割	所得割	6.80%	7.43%	0.63%
	応益割	均等割	24,600円	31,068円	6,480円
		平等割	16,800円	21,987円	5,187円
後期支援金分	応能割	所得割	2.50%	2.71%	0.21%
	応益割	均等割	13,200円	15,670円	2,470円
介護納付金分 (40歳～64歳)	応能割	所得割	2.50%	2.50%	0.0%
	応益割	均等割	15,600円	19,033円	3,433円

(2) 市町村標準保険料率《県で公表》～県内35市町村比較用～

県内一律の算定基準により市町村ごとの税率を算定した市町村標準保険料率

算定方式	医療給付費分	3方式（所得割・均等割・平等割）
	後期支援金分	3方式（所得割・均等割・平等割）
	介護納付金分	3方式（所得割・均等割・平等割）

本市

区 分		税率等	
医療給付費分 (基礎課税額)	応能割	所得割	7.60%
	応益割	均等割	31,055円
		平等割	22,637円
後期支援金分	応能割	所得割	2.74%
	応益割	均等割	11,006円
		平等割	8,022円
介護納付金分 (40歳～64歳)	応能割	所得割	2.54%
	応益割	均等割	13,148円
		平等割	6,721円

(3) 都道府県標準保険料率《国で公表》～全国47都道府県比較用～
 全国統一の算定基準のもと算定された本県の標準保険料率

算定方式	医療給付費分	2方式（所得割・均等割）
	後期支援金分	2方式（所得割・均等割）
	介護納付金分	2方式（所得割・均等割）

群馬県

区 分			標準保険料率
医療給付費分 (基礎課税額)	応能割	所得割	7.25%
	応益割	均等割	42,225円
後期支援金分	応能割	所得割	2.69%
	応益割	均等割	15,397円
介護納付金分 (40歳～64歳)	応能割	所得割	2.49%
	応益割	均等割	18,324円

特定健康診査、特定保健指導等の実施状況について

1 特定健診について

(1) 実施率（法定報告ベース）

	H26	H27	H28	H29	H30
対象者数	61,395人	59,633人	56,735人	55,019人	52,621人
受診者数	25,138人	25,398人	24,373人	23,168人	22,545人
実施率	40.9%	42.6%	43.0%	42.1%	42.8%
目標値	45.0%	47.0%	49.0%	60.0%	43.5%

※法定報告は、4/1時点の国民健康保険の加入者で年度中に脱退した者又は途中加入者を除く。また、実施状況（対象者数、受診者数等）は、保険者が国へ報告を行い、次年度の11月に確定する。目標値は、H29まで「第2期特定健診等実施計画」、H30から「第3期特定健診等実施計画」。

(2) 取組内容

- ・個別健診、集団健診を実施
- ・個別への受診勧奨はがきの送付により受診率向上の取組を実施

2 特定保健指導について

(1) 実施率（法定報告ベース）

	H26	H27	H28	H29	H30
対象者数	2,781人	2,828人	2,756人	2,546人	2,512人
実施者数	533人	611人	645人	548人	703人
実施率	19.2%	21.6%	23.4%	21.5%	28.0%
目標値	32.0%	34.0%	36.0%	60.0%	25.0%

(内訳) 積極的支援

	H26	H27	H28	H29	H30
対象者数	680人	695人	643人	553人	528人
実施者数	104人	111人	112人	90人	81人
実施率	15.3%	16.0%	17.4%	16.3%	15.3%

(内訳) 動機付け支援

	H26	H27	H28	H29	H30
対象者数	2,101人	2,133人	2,113人	1,993人	1,984人
実施者数	429人	500人	533人	458人	622人
実施率	20.4%	23.4%	25.2%	23.0%	31.4%

※法定報告は、4/1時点の国民健康保険の加入者で年度中に脱退した者又は途中加入者を除く。また、実施状況（対象者数、実施者数等）は、保険者が

国へ報告を行い、次年度の11月に確定する。目標値は、H29まで「第2期特定健診等実施計画」、H30から「第3期特定健診等実施計画」。

(2) 取組内容

- ・直営と委託により実施
(直営：健診結果説明会の開催、適量ランチ会、運動支援教室を実施)
 - ・未利用者に対し、電話による利用啓発を実施
- ※平成30年度から「第3期特定健診等実施計画」により、特定健康診査後の特定保健指導実施期間が「6か月以上」から「3か月以上」でも可となった。

3 その他の保健事業における取組状況

(1) 国保健康ポイント事業実績（令和元年12月末現在）

申請者数 432人（参考：平成30年度実績 557人）

※令和元年度から対象要件に「今年度の特定健診に基づき、特定保健指導（初回）を開始した方」を追加し、対象者には5ポイントを付与。なお、この対象者には「昨年度の特定健診は未受診、今年度は受診した方」の要件は必要無し。

(2) 特定健診特別金利定期預金（あかぎ信用組合）実績

（令和元年12月末現在）

預金金額 60,106,000円（契約先数 26人）

※令和元年6月1日から募集を開始

(3) 特定保健指導における健診当日の初回面接分割実施実績

（令和元年12月末現在）

初回面接分割実施人数 63人

※令和元年度から土日開催の国保総合健診の健康づくり財団で実施